

令和7年度 軽米町再生可能エネルギー推進協議会 会議録

開催日時：令和7年11月18日（火） 午後1時30分～午後2時32分

場所：軽米町役場 3階会議室

出席者：委員総数：21名中 19名出席（過半数の出席により会議成立）

オブザーバー：2名

1. 開会（事務局長）

本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

最初に委嘱状の交付を行います。委員の皆様には、あらかじめ委嘱状を配布させていただいております。委員の委嘱期間は、本日より令和9年11月17日までの2年間となります。これをもちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきます。

本日は、軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約第4条の規定に基づき、委員の皆様より基本計画の内容について協議、ご意見をいただくものです。

また、規約第13条に基づき、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととなっておりますが、本日は21名中19名が出席しておりますので、この会議は成立致しました。開催にあたり、ご報告いたします。

ただ今から、令和7年度軽米町再生可能エネルギー推進協議会を開催いたします。

はじめに町長がご挨拶申し上げます。

2. 挨拶（町長）

本日は、軽米町再生可能エネルギー推進協議会を開催いたしましたところ、お忙しい中、ご出席を賜り、感謝申し上げます。

さて、町の再エネ事業でありますが、平成28年に軽米・西山太陽光発電所、十文字チキンカンパニーバイオマス発電所が稼働しております。令和元年には軽米西ソーラー発電所と軽米東ソーラー発電所。令和3年に軽米・尊坊太陽光発電所、令和4年には軽米・高家太陽光発電所が稼働しており、本年12月には、折爪岳風力発電所の稼働が予定されており、発電規模は約221MWに達する見込みとなります。

今後につきましては、町内での風力発電事業の計画が進められており、国の環境影響評価法の手続きと、岩手県の環境影響評価ガイドラインを踏まえながら推進することが、より強く求められております。

再エネ事業は、町民の期待と関心の高い事業であります。事業者の皆様には、地域との円滑なコミュニケーションを図りながら防災対策に万全を期して、地域に貢献できる取り組

みを推進していただくようお願い申し上げます。

町といたしましては、再エネ事業の推進につきましては、皆様のご意見をいただきながら、将来にわたって安全で、誇れるような事業として進めてまいりたいと考えております。

本日はよろしくお願ひいたします。

3. 役員の選任について（事務局長）

協議に入る前に役員の選出についてですが、本協議会規約第7条において、会長、副会長それぞれ1名を本協議会で選出することになっております。新役員が決定するまで慣例によりまして、町長より議事の進行をお願ひいたします。

（町長）

それでは、役員の選出に入ります。どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。

（会場から事務局案があつたら提案してはどうかとの声あり）

（町長）

事務局案という意見がありますが、それでよろしいでしょうか。

（会場から異議なしの声あり）

（町長）

それでは、事務局案があつたら報告してください。

（事務局長）

それでは、事務局案を報告させていただきます。

会長には軽米町農業委員会会长、副会長には高家太陽光発電地権者の会会長にお願いしたいと思います。

以上よろしくお願ひします。

（町長）

事務局の案でよろしいでしょうか。

（会場から異議なしの声あり）

（町長）

それでは、この案で決定させていただきます。よろしくお願ひします。

(事務局長)

それでは議事に入ります。協議会規約第12条により会議の議長は会長となっておりますので、よろしくお願ひします。

(議長)

軽米東ソーラー、西ソーラー誘致の話があったときから、バイオマス発電所の工事まで様々な形で携わってきておりますし、また勉強していこうと思っているところでございまして、よろしくお願ひします。それでは座って進行してまいります。

それでは本日の協議事項は事務局から配布しております次第の通りとなりますので、その進行にご協力お願ひします。なお協議事項に入る前に事務局から説明がありますので、よろしくお願ひいたします

(事務局長)

議事に先立ち皆様におはかりいたします。

今回は基本計画の再エネ発電設備の整備を促進する区域に2つの地区を加える案となっております。この2つの計画の発電事業者にオブザーバーとして出席いただき、事業説明などをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(会場から異議なしの声あり)

異議なしとのご意見ですので、2つの計画の発電事業者の関係者はオブザーバーとして会議に入っていただきます。

(オブザーバー入室)

(事務局長)

それではご紹介いたします。A社様とB社様です。

(議長)

それでは早速、協議に入ります。

協議事項第1号軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部改正について、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、協議事項の第1号を説明させていただきます。

資料はNo.1～5まで用意しております。

No.1が軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部改正について、全体説明資料です。

No.2が軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部改正について、新旧対照表となります。

No.3が資料5のP17地図の拡大図となります。

No.4が軽米町における再生可能エネルギー事業計画 認定等進捗状況となります。

No.5が活性化計画（案）です。改正部分は朱書きで示しております。

まず、資料No.1について説明します。1ページの経緯から2、法の概要はお示しのとおりです。

平成25年に制定された農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する法律を受け、町では、再生可能エネルギー発電を促進するため、平成26年に再生可能エネルギー推進協議会を設置し、平成27年3月に法に基づく「軽米町再生可能エネルギーの発電による農山村活性化計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し取り組んでいます。

(1)「基本計画」の作成（法第5条）につきましては、「基本計画」に定める主な事項として、

- ・農山漁村の活性化に関する方針
- ・再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
- ・整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模
- ・再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項
- ・再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

を掲載しております。

2ページの(2)協議会による協議（法第6条）、ということで本日委員の皆様方に協議いたしたことになります。

そして、(3)町による「設備整備計画」の認定（法第7条）につきましては、事業者は「基本計画」に即した「設備整備計画」を作成し、関係法令に適合しているか、県などの関係機関から同意を得て、町で認定することになります。

(4) 特例措置（法第9条～法第19条）として、設備整備計画を町から認定を受けた事業者は森林法などの特例措置の対象となります。林地開発は通常、県から許可を受けますが、設備整備計画の場合は、町が県から同意を受けて、認定することによって、許可があったものとみなします。

2ページの3、本町における取組状況ですが、平成28年にバイオマス発電所、軽米西山太陽光発電所が発電を開始し、令和元年には軽米西ソーラー、軽米東ソーラー、令和3年には軽米尊坊太陽光発電所、令和4年には軽米高家太陽光発電所が発電を開始、本年度は、折爪岳風力発電所が令和7年12月の売電開始に向けて準備を進めており、軽米山田太陽光発電所は事業開始に向けて手続き等を進めているところです。また今回、新たに風力発電事業2か所が本計画（案）として協議の予定です。

発電規模では令和7年11月現在で稼働中の6施設で213MWとなっています。

基本計画に定める再生可能エネルギー発電施設の導入目標として「令和12年度（2030年度）までに250MW以上」を目指しています。

また、際限のない開発を避けるため、林地開発行為面積の上限を町の林野面積全体（18,721ha）の10%以下（1,800ha）に設定しており、現在の認定受けた発電事業に加え、林地開発行為面積は、338.5haとなっており開発上限を遵守しているところです。

3ページの農地に関しては、令和6年度に策定された「地域計画」において、町が今後長期にわたり農業上に利用すべき土地を定めております。そのため、地域計画に位置付けられた農地についても、「再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする区域から除外する区域」として追加するものです。

4ページ及び6ページは資料NO2の新旧対照表のとおり変更となります。

7ページの4成果についてですが、令和6年度は自然のめぐみ基金を活用した農林業の健全な発展に資する取り組みとして、軽米町親元就農給付金に210万円、多面的機能支払交付金事業に260万円、生分解性資材普及拡大事業に220万円、電気柵等設置補助金20万円に充当されました。令和6年度の寄附金1,325万円を基金に積み立て、その内合計710万円を充当しております。6年度末で基金残高は3,586万円余りとなっています。

なお、今後につきましては、「再生可能エネルギーが身近に感じられる取り組み」として、再エネ、省エネ設備の導入や、「防災・減災力の強化」の取り組みとして、地域が一体となった防災・減災力の活動の推進を検討します。

6の基本計画の一部改正につきましては、今回の一部改正（案）では、統計の数値の更新を行ったほか、本計画の対象となる設備の導入を進めている風力発電事業者2社を本計画に追加しました。

それに伴い、「再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域の位置」（資料No.2）及び「認定等進捗状況」（資料No.4）の更新を行いました。追加、修正分は基本計画（案）に朱書

きで表記しております。

第1号の説明は以上となります。

(議長)

協議事項1号の説明が終わりました。

続きまして、今回、基本計画の再エネ発電設備の整備を促進する区域に2つの地区を加える案がございますので、関連する事業者から説明をお願いします。

(オブザーバー①)

この度、貴重なご説明の機会をいただきありがとうございます。軽米町さんの基本計画に基づいて促進地域に現在計画中の風力発電事業を指定していただきたく、ご説明を差し上げます。はじめに当社の説明をさせていただきたいと思います。私たちはA社と申しまして、主に首都圏、関西圏のオフィスビルや商業施設の開発をしている会社になります。ただ十年ほど前から再生可能エネルギー事業というものにも積極的に取り組んでおりまして、ご説明資料の真ん中にございます「リエネ」と言う再生可能エネルギーのブランドを立ち上げ積極的に再生可能エネルギーの事業も取り組んでおります。現在風力発電所は約8カ所ほどすでに運転を開始しております、現在も約8件ほど計画を進めている段階でございます。今回そのなかの一つ、(仮称)岩手久慈風力発電事業について概要をご説明したいと思います。よろしくお願いします。

ご説明は事業計画の概要そしてスケジュール、今回ご指定いただきたい区域について順に説明してまいります。それでは1番、事業計画の概要広域図を説明して行きます。今回の計画は、軽米町さんそして久慈市さん九戸村さんの三自治体にまたがる区域で計画をしております。地図中真ん中下の黒い枠線で囲まれた区域でございます。下のページに行きまして、事業計画の概要でございます。名称が(仮称)岩手久慈風力発電事業で、私たちA社が主体事業者として計画を進めております。その下、合同会社(SPC)を既に設立しております、今後こちらが設備整備者として具体的に計画を行っております。その下の段、環境影響評価手続きでございます。本事業は環境影響評価法に基づいたアセスメントの手続きを行っております、現在準備書の手続きを行っております。この後、評価書という手続きが終了しますと、具体的に工事に進んでいくという段階でございます。

続いて風車の具体的な基数なんですが、右にあります黒枠の区域の中で赤点で示しておりますうち十箇所に風車を設置する計画になっております。1基当たりの出力が4.3MWで区域全体で43MWの定格容量となっております。このうち軽米町さんに立つ風車は1基と、もう一が九戸村さんとの行政界に立つような計画になっておりますので1.5基、2基ほど軽米町さんの土地に風車が立つ計画になっております。現在の計画では来年2026年の夏から工事を開始し、約2年半工事をしたのち2029年春から運転開始をする予定でございます。

続いて次のページ航空写真を示しております。事業中はメインは久慈市山形町の戸呂町あたりの地域になりますが、一部軽米町にも区域が入ってくるようなところでございます。基本的には山林の地形となっておりましてこの辺りにこう管理用道路であったり風車のヤードを造成しながら風力発電施設を設置して行く計画となっております。

続いて事業スケジュールでございます。本計画は 2021 年約 4~5 年ほど前に検討を開始いたしまして、その後調査や設計を進めてまいりました。下の表で先ほどもご説明申し上げたんですけども、環境アセスメントはただいま準備書の手続きを行っている段階でございまして、並行して設計等も進めており今も設計も終盤に差し掛かっているという段階でございます。中点線で現在の線を示しておりますが、今から 1 年弱先、2026 年夏から工事を開始して 2 年半工事をし 2029 年度から運転を開始するという流れで計画をしております。現在この開発工事にあたる大きな許認可である林地開発許可の申請を準備している段階でございまして、本年の 12 月に申請をして、来年度岩手県の方から許可をいただいて工事を進めていきたいとそういうふうに計画をしております。

そして最後のページになります。こちらは今回基本計画に基づいて促進区域にご指定していただきたい地域をお示ししております。冒頭お示しした事業区域のうち軽米町さんにかかる範囲を下の図の黄色い塗りつぶしで示しております。今回対象の土地は土地としては一筆に収まっておりまして表のとおりなっております。でこのうち区域面積事業区域の全体の面積は現在 15.75ha しておりますが、これは現在を行っております林地開発許可の協議に伴って、今後若干変更が発生するものと考えております。実際に改変をする区域に関しては、こちらの右側の開発行為という面積になるんですけども、こちらは今後大きな変更はないものと思われます。1.4ha ほどを開発するような計画となっております。参考までに事業全体でだいたい約 340ha ほど事業区域等で設定しております。そのうち 15.75ha が軽米町さんにかかる範囲となっております。今回こちらの範囲を促進区域に指定していただきまして、ぜひ軽米町さんの貴重な資源をお借りして基本計画等に基づき事業を進めさせていただければと考えております。以上ご説明です。ありがとうございました。

(議長)

はい。ありがとうございます。何かご質問ご意見はございませんでしょうか。では私からよろしいでしょうか？三つの市町村にまたがるわけすけども、久慈市や九戸村から反対意見や反対運動はありますか？

(オブザーバー①)

ご質問ありがとうございます。久慈市さんとも九戸村さんとも、行政の方とは適宜連携してコミュニケーションをとりながら事業を進めさせていただいております。特に久慈市さんにおきましては再生可能エネルギー推進に積極的な自治体ということもあります、ガイドラインにも従いつつ事業を推進しております。また、環境アセスメントの中で適宜

住民の方に説明する機会があるんですが、その中でも大きな反対の声というのは上がっておりませんので、適宜地元の地権者の方も含めて、地元住民の方ともコミュニケーションをとりながら事業を進めているという形になっています。

(議長)

はいありがとうございます。その他なければ、次に B 社お願いします。

(オブザーバー②)

本日は貴重な協議会の場に参加させていただきありがとうございます。着座にて、会社概要を含めてご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。お配りさせていただいております資料をベースにご説明の方をさせていただきたいと思います。

まず簡単ではございますが弊社 B 社と申します。風力発電事業につきましては全国で 29 か所 129 基の発電所を保有しております、岩手県内においては、先ほどお話になりました事業者委員様の方で計画されているところに既に一基たっておりまして、そちらの方で 2021 年の 2 月頃に運転開始をさせていただき、軽米町様とご縁を築かせていただいているところでございます。

今回は、そういったご縁もありまして、新たに（仮称）小軽米風力発電事業というものを計画させていただきました。この A3 の左上のところの二番の計画概要のところからご説明させていただきます。事業名は仮称をつけておりますけれども今回小軽米地区での計画としておりますので、小軽米風力発電事業で事業主体は、弊社が新規設立する発電事業会社を予定しております、事業規模としましては最大 51,000kW で、運転開始は 2031 年度で、事業期間につきましては FIP 認定を得ておりますので 20 年の売電事業を予定しております。売電契約建設工事メンテナンス等については図 1 の通りという状況でございます。左下の三番目設備概要になります。今回は記載しているのはあくまで採用予定ということで、昨今資材高騰等もありますので、風力発電機のメーカーはこれから検討しているような状況でございます。弊社がこれまでに採用してきたものがドイツのエネルギー公社とも言われる風力発電機メーカーになります、これも踏まえて今検討しているところでございます。定格出力としましては 1 基あたり 4,200 から 5,000kW、ブレード屋根の長さは 115m から 145m、幅高さというのが風車の地面から中心点のところなんですけれども、こちらが 89 から 115m といった風力発電機の採用を今検討しております。右側事業計画地に移ります。こちらにつきましては、環境影響評価の手続きの準備書の手続きを行っていくんですけども、丸で囲わせていただいております。位置的には軽米町さんと洋野町さんと久慈市さんの地区の小軽米地区になります国道 395 号を中心に北の大規模林道沿いのところと南側の久慈市さん洋野町さんの行政界の近辺の山林のところで風力発電機の計画を予定しております。右下これまでの開発経緯ということで 2021 年の 2 月に軽米風力発電所の方を運開させていただきました。我々としてはせっかく築かせていただいたご縁もありましたので、新たにこの小軽米

という地区で 2021 年の冬頃から簡易的な風況調査を開始してまいりました。その後 2022 年に環境影響評価の配慮書、2023 年に環境影響評価方法書そして昨年、FIP 制度における認定通知と環境影響評価法における環境調査を開始しました。今後のスケジュールにつきましては環境調査の方が 12 月頃で終了する予定でございます。そこから環境評価の予測評価等の手続きを行ないまして、来年度の夏前あたりで環境影響評価準備書の届出を行っていきたいと考えております。以後につきましては現状のスケジュールで変更になる可能性はあるのですが、2027 年度に準備書の経済産業省の大臣勧告受領と並行して、環境評価の評価書を届出し、確定通知受領し、工事の着工を目指して行きたいと考えております。2031 年度に約 4 年ほどの工事を経まして、運転開始ができればというふうに考えております。簡単でございますが経過概要は以上となります。

(議長)

はいありがとうございます。何か質問ご意見等ございませんか。

(委員)

はい。区域はおおむね軽米町の中で行われる予定か、開発されるのはおおむね森林がメインになるか、基本計画には森林の開発行為の面積が 24.1ha とありますが、大体このぐらいの規模になる見込みか、3 点お伺いいたします。

(オブザーバー②)

ご質問ありがとうございます。まず一点目の区域に関しましては、軽米町の中で計画しております。森林については、すべて山林になります。お示させていただきました森林面積の開発行為につきましては、事業区域界も含めた区域としておりますので実際の開発面積はもう少し縮まるような形で考えております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(議長)

はいあと質問ご意見ございますか？

では、先ほど同じ質問がありますけれども、三つの市町村にまたがりますがその弊害的な動きや支障があるものはあるでしょうか？

(オブザーバー②)

今の状況としましては、私たちのところにはそういう声は届いてない状況でございます。やはり風力発電事業の開発は長期に渡ってしまうところもありますので、その点は我々も注

意しながら、適宜地権者さんや町内会長さんにご連絡とチラシのようなものを配りまして、事業の周知、一番お互いによろしくないというところで行きますと、最後のところで知らなかつたというという話にならないように、適宜状況の報告させていただいているところでございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。その他なければ次に進めてもよろしいでしょうか。
それでは今回の改定により基本計画の再エネ発電設備の整備を促進する区域に加えることによろしいでしょうか。
特にないようですので、ご承認いただいたものとしてよろしいでしょうか。

(会場から異議なしの声あり)

異議なしということですので、次に報告事項に入ります。計画区域における事業進捗状況について各事業者からご報告お願ひいたします。

【発電事業者委員①】

軽米東ソーラー、西ソーラー、尊坊ソーラーでございますが計画通り順調に発電してございます。特筆する事項等はございません。

【発電事業者委員②】

軽米高家発電所で発生いたしました火災につきまして、関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。発電所では過去に7回火災が発生しており、今年に関しましては5回火災がありました。原因を詳細に説明させて頂きますと、現場確認時消防隊の見解を踏まえますと出火はFEP管内部のケーブル短絡が原因であると考えられております。FEP管内部の確認を現地でした際に、齧歯類による損傷箇所が見つかっており配線用ラックFEP管外部から侵入しケーブルをかじり短絡させた可能性があると推定されております。これを受け火災防止対策として9月1日から12日にかけて軽米高家発電所東工区西工区において述べ467人を投入し対策工事を実施いたしました。対策の内容といたしましてはケーブル損傷の原因となっているFEP管の全撤去及び全ケーブルラック内の目視点検を行ない損傷が発見された箇所には絶縁を施すという作業を行ないました。工事対策完了後、軽米町役場、消防署および軽米分署の方々に現地確認をしていただきました。今後の対策としましては支店内及び発電所責任者であります電気主任を中心に設備の定期点検を実施し、再発防止に努めます。以上となります。

【発電事業者委員③】

当初は 2016 年 11 月 3 日東日本そして本州で初めての鶏糞を用いたバイオマス発電所を運開致しました。そちらでこれまで 110 万 t の鶏糞を受け入れ、それを燃やして一般家庭で年間にすると、延べ 10 万世帯以上の電気を供給してまいりました。当初稼働率が非常に低調だったんですけども、近年は 9 割稼働ということで、トータルでも 8 割 6 分の稼働率を維持する運営状態となっています。また見学者の受け入れに関しても毎年コンスタントに 150 名以上の見学者の受け入れをしております。引き続き交流人口の拡大そして再エネのイメージアップに資する活動を続けていきたいと思っております。

【発電事業者委員④】

折爪岳の風力発電は、工事の方は概ね終了し、今最終調整を行っているところでございます。みていただくと風車が回っているのはよく分かるかと思うんですが、まだ発電まで至っておらず、12 月中の運転開始を目指して調整しているところでございます。引き続きお世話になりますがよろしくお願ひいたします。

【発電事業者委員⑤】

軽米山田で太陽光の高圧直流で 3 メガ、3 メガ合計 6 メガの発電所を計画しております。事業者がドイツの会社に決まりまして、これから林発を伴う開発が必要になります。その申請をするのですが、ドイツという国柄、森林の伐採に関してちょっとネガティブなところがございまして、植林等、今後どうやって進めていくか事業者と相談して行きたいと思っています。また今回お手元に FIP 併設蓄電池における系統充電の拡大の資料を配布しました。これは 11 月 12 日に経産省からでた資料でございまして、経産省と国としては蓄電池もどんどん取り入れて、特に太陽光は非常に電力の変化が大きいので、それを補う手段として系統蓄電池をどんどん導入しなさいと言うことで、今回の山田の太陽光発電所含めて系統蓄電池と、先ほど申し上げた 3 メガ直流の太陽光発電所にそれぞれ蓄電池を備えます。それで先ほど火災のお話ございましたけれども、リチウムバッテリーは確かに可能性はゼロじゃないので、場合によっては、応答性を要求しない調整能力を備える住友電工が 20 年近くやっている蓄電池も候補としてあげております。この系統蓄電池の話は、バブルと言えるほどものすごくマーケットが急拡大しているのですが、リチウム電池を使うことによる災害の危険性をないがしろにして、下手するともう 5 年で投資が回収できるので、5 年持てばいいというメーカーが無いとは言えない。だからその辺は蓄電池メーカー注意深く選んでいきたいと思っています。せっかく太陽光が 20 年超えて 25 年 30 年の事業になるわけですから。

それと蓄電池を使えば無駄になっている電力、それから東北エリアというのは残念ながら需要があまり多くないので抑制がかかる、で抑制がかかる時期に発電する電力は売買金額が 0 円や 0.01 円なるので、蓄電しない手はないので、無駄なく再生エネルギーを使うという観点からも、蓄電池の採用は必須だと考えております。そのように発電所の計画自体、場所に関しては大きな修正はないのですが、森林伐採をあまり好まない事業者なりましたので、

5 ha もあれば 3 メガ DC の発電所の建設ができますので、もし耕作放棄地と土地の有効活用等あればぜひ検討させていただきたいと考えております。

(議長)

ありがとうございます。

なお、本日出席できなかった発電事業者委員⑥の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

では、ご説明申し上げます。

当社は 2012 年に設立し再生可能エネルギー発電所建設にかかる企画、開発、EPC、ファイナンス、発電所運営、保守管理を行う再生可能エネルギー事業者です。

軽米西山太陽光発電所は 2016 年 8 月に運転を開始し本年で 10 年目を迎えました。この間、特段大きな事故は発生しておりません。今後も継続していけるように努力いたします。本年度の事業進捗状況についてご説明いたします。

まず設備整備についてですが、電気設備の年次点検を 5 月に実施、異常はございませんでした。また除草については 2 回実施しております。発電中の太陽光パネル表面は高温となるため、定期的な除草により草木とパネルが接触しないよう今後も留意して参ります。

発電所の監視状況については毎日、朝夕に監視システムや監視カメラで発電所に異常がないか確認しております。

発電量についてですが、本年 1 月から 10 月末までの累計では前年度と同等であり、発電所は順調に運転しております。

説明は以上です。

(議長)

進捗状況についての報告が終わりました。皆さんから何か質問や意見はありますでしょうか。はいどうぞ。

(委員)

先ほどの高家のほうの火災の話がありましたけれど、他の発電所ではそのような心配は無いのでしょうか？

(発電事業者委員①)

かじられた形跡はあるのですが、そこが火災にまで発展していることはありません。限られたところで断線した場合は保護装置が働いて電気が通らないので基本火災にはなりません。

(委員)

逆に高家の方では、地絡継電器が働いて遮断するということはないんですか？

(事業者委員)

発電設備は停止するんですが、パネルからの電圧は通っておりますので、パネルから来る分の電気で短絡して火災が起きてしまっている状況になっております。

(委員) はい、よくわかりました。

(議長) ほかございませんか。

(町長)

本当に今日は皆さんご苦労様でございます。発電所の事故についてはしっかりと対応をお願いしたいと思います。それからのパネルの処理でございますけれども、だいたい2030年にパネルの廃棄がピークを迎えます。町としてはリサイクルの企業も誘致してございますので、どうかその辺をきちんと責任を持って、対処していただきたいと思います。これから風力発電が始まりますけれども、風力発電の半分は土木工事というふうに聞いております。どうかそういった点に関しては、地元企業も、しっかりとご利用いただきながら地元に対しての貢献等宜しくお願いしたいなと思います。そういうことで他の地元の理解も深まっていくのだろうと思いますので、それもよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(議長)

はい、ありがとうございました。その他ご意見ご質問ありますでしょうか。

二戸農林振興センターの方からなにかございましたらお願いします。

(二戸農林振興センター)

特にございませんが、この計画で農業者への支援も行っていただいているということでございますので、軽米町におかれましては、引き続き農業者への支援の協力をよろしくお願いします。

(議長)

そのほかに報告事項として、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局長)

特にございません。この会議でございますけれども本年度の協議会の開催は今回だけとなります。なお、軽微な変更等があった場合は書面決議の対応を予定しておりますので、よろ

しくお願いします。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

「(3) その他」に入ります。皆さんから何か意見ありませんでしょうか。

では、私の方からですが、今年あちこちに熊が出て毎日ニュースになっていますけれども、その原因の一つが、再生エネルギー事業者が山林を開発して、それが故に熊の住みかがなくなったということをいう人もいるのですが、事業者の方はどう捉えているかお聞きしたいのですが。事前に環境アセスを行っているわけですから、その辺の弊害はでてこないはずなんですが。

(発電事業者委員①)

確かにネット上では、太陽光発電所拡大によって熊が住む場所がなくなって里のほうに出てきたという話はあるんですけども、私自身、きちんと検証されたような論文ですとかそういう報告書とかいったものは確認できておりませんので、想像の域に過ぎないのかなと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。

それでは、これで終了しようと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局長)

会長、進行大変ありがとうございます。

以上を持ちまして、本日の協議会は終了させていただきます。

皆様、大変お疲れ様でした。